

令和9年4月開所 大津市民間保育所（中南部地域）の設置運営法人公募 質問に対する回答

こども未来部保育入所課

No	質問項目	資料名（頁）	質問内容	回答
1	建物賃借料について	募集要領 3ページ	建物賃借料は14,000円/坪ということだが、月額料金であるか。	お見込みのとおりです。
2	建物賃借料について	募集要領 3ページ	建物賃借料は14,000円/坪ということだが、どれくらい補助していただけるのか。	建物賃借料については、募集要領別紙2に記載のある、「保育所等への建物賃借料支援事業費」が該当になります。（保育入所課の所管する補助金要綱では、「 大津市保育所等建物賃借料補助金交付要綱 」が該当になります。詳細につきましては、本市保育入所課HPでご確認ください。）
3	大津市保育所等整備事業費補助金について	その他	賃貸物件による保育所改修等整備事業について、新たに設置する場合対象となるのか？	「大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の別表（第3条関係）の2賃貸物件による保育所改修整備事業」とは、賃貸物件の改修整備であり、物件の創設ではなく、物件の改修です。（物件の改修における保育所等の新設は該当します。）
4	大津市保育所等整備事業費補助金について	その他	補助対象経費のうち、本体工事費とは、内装工事と同義語としてとらえてよいのか？ 設計費も含まれるのか？ 備品等も対象経費か？	「大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の別表（第3条関係）の1保育所等緊急整備事業（3補助対象経費）の本体工事費とは、保育所の施設の創設（増築又は増改築）または、保育所機能部分の創設（増築又は増改築）です。なお、本件において非該当です。
5	大津市保育所等整備事業費補助金について	その他	保育所等の開設準備に必要な費用とはどのような内容か？	「大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の別表（第3条関係）の1保育所等緊急整備事業（3補助対象経費）の開設準備費とは、土地の登記料などです。（就学前教育・保育施設整備交付金（国交付金）に定めるもの。）なお、本件において非該当です。
6	大津市保育所等整備事業費補助金について	その他	特殊附帯工事費とはどのような内容か？	「大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の別表（第3条関係）の1保育所等緊急整備事業（3補助対象経費）の特殊附帯工事費とは、ソーラーパネルなどです。（就学前教育・保育施設整備交付金（国交付金）に定めるもの。）なお、本件において非該当です。
7	大津市民間保育所（中南部地域）の設置について	その他	事業費すべて設置者負担となるのか？	「令和9年4月開所 大津市民間保育所（中南部地域）の設置運営法人募集要領 応募条件等 3. 補助金等について（1）施設整備補助」に記載のとおりです。

8	大津市民間保育所（中南部地域）の設置について	その他	事業採択されていないのにどうやって、賃貸借承諾書、確約書等を提出することができるのか？	本件募集において、賃貸借確約書等（合意書等でも構いません。）の写しを提出いただくことが条件となります。 なお、本件における物件所管事業者連絡先については以下のとおりです。 所管事業者：京阪電鉄不動産株式会社 担当部署：マンション事業部 連絡先：06-6946-5152 ※連絡をされる際は、賃貸借確約書等に関することのみの問い合わせにしてください。物件内容や賃借料等に関する質問はすべて大津市に対して質問書でしていただくようお願いいたします。京阪電鉄不動産株式会社に対してご質問されても一切お答えできませんのでご注意ください。
9	大津市民間保育所（中南部地域）の設置について	その他	賃貸物件による保育所等改修費等の内訳について、回答では非該当となっているが、国基準では「保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金となっている。これをどう解釈するのか？	質問No. 3での回答のとおりです。 なお、本件は、物件（建物）の創設ではなく、物件（建物）の改修に該当します。
10	提出資料について	様式第2号	令和7年度中に受審予定（申し込み済み）であるが、どう記載するのか？	「法人等調査（様式第2号）【第三者評価の受審状況】」については申込書類提出時点での状況を記載してください。
11	提出資料について	添付書類	施設予定者の資格証明書とは何を指すのか？	申込書類提出一覧 ④の添付書類で提出していただく「施設長予定者の履歴書・資格の証明書」とは、施設長予定者が取得されている資格の証明書（保育士証以外の提出も構いません）を提出していただくことになります。特に本市で指定するものではございませんが、提出内容を踏まえて評価します。
12	設計について	令和9年4月開所 大津市民間保育所（中南部地域）の設置 運営法人 募集要領	当該建物は保育園を含む用途となっているでしょうか。 用途変更の申請は不要でしょうか。	お見込みのとおりです。
13	提出資料について	申込書類提出一覧 1頁	申請時の添付書類に、施設計画図（位置図、平面図、断面図、電気図面、給排水図面等）とありますが、申請時点で事業者として提出できるのは平面計画図のみかと思われます。それで良いでしょうか。	原則として、申込時に施設計画図（位置図・平面図・断面図・電気図面・給排水図面等）を求めます。もし提出資料について、一部不足があれば、その点も踏まえて評価させていただきます。 ※断面図・電気図面・給排水図面等の資料請求については、別途本市保育入所課までお問合せいただきますようお願いいたします。
14	提出資料について	④添付資料	申込申請書類一覧の添付書類に、『位置図、平面図、断面図、電気設備図、機械設備図』とありますが、提供資料（大津市）がPDFの平面図のみで、建物の外寸法のみか、その他の資料は頂けませんでしょうか。 特に、断面図作成の為、商業棟の断面方向が分かる資料の提供をお願いします。	質問No. 13での回答のとおりです。